



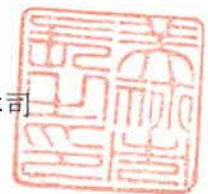
美祢農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項の規定において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び変更の理由を、次により縦覧に供する。

当該農業振興地域整備計画の変更案に対して意見のある者は、当市の住民に限り、令和8年8月6日までに、市に意見書を提出することができる。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関して権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、令和8年8月6日の翌日から起算して15日以内に市にこれを申し出ることができる。

令和 8 年 7 月 7 日

美祢市長 篠田 洋司



1. 農業振興地域整備計画書の変更案の縦覧期間

自 令和8年7月7日

至 令和8年8月6日

2. 農業振興地域整備計画書の変更案の縦覧場所、意見の提出先及び異議の申出先

美祢市役所 建設農林部 農林課 美祢市大嶺町東分326番地1

3. 意見の提出及び異議の申出に当たっての留意事項

期間を過ぎての意見書の提出及び異議の申出はできません。ただし、正当な理由があるときはこの限りではありません。

意見の提出及び異議の申出は書面によることとし、電話では受け付けられません。

4. 提出された意見の取扱い

提出された意見の内容は原則公表しますが、特定の個人が識別しうる個人情報、財産権等を害するおそれがある等の場合は公表の際に該当箇所を伏せる場合があります。

意見書に対する個別の回答は行いませんが、変更後の農業振興地域整備計画を公告する際に意見の要旨及び処理結果を併せて公告します。

農業振興地域整備計画変更等理由書

美祿農業振興地域整備計画

1 農業振興地域整備計画の変更理由

- ・経済情勢の変動その他情勢の推移によるもの

2 農用地利用計画の変更理由等

番号	変更の土地に係る所在	現況地目	面積(a)	変更概要
		変更理由・除外要件適用状況		
1	美祿市伊佐町堀越 字堂ノ前2572番1	田	△1.52	除外
		資材置場の整備を行うものであり、次のとおり除外6要件をすべて満たし、今後、農業施策実施の予定もないため (1) 必要かつ適当であって、区域外の土地をもって代えることが困難と認められること。 買受人は、鉄鋼製品の加工製造を行う会社で令和元年には隣接地(2571番3)を取得し製品・資材置場や駐車場として利用している。しかしながら大型車含む社用車や従業員の私有車の駐車に、大型の製品を置く場所が不足している。今回新たに申請地を取得し工場機能を向上させたい。 また、当該申請地は耕作放棄後10年が経過しており、かつ高齢であることから今後農地の管理が困難である。 以上の理由により、除外はやむを得ないものと判断される。 (2) 農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画の達成に支障がないと認められること。 申請地は目標地図に位置付けられておらず、また編入の見込みもないため地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められる。 (3) 区域内における農用地の集団化、農業上の利用に支障がないと認められること。 申請地の東側は駐車場、南側は市道に面している。なお、申請地周辺のは場に出入りするための道、水路等は現状のまま残るため周辺農地への影響はない。 以上のことから、申請地を除外することにより、集団化・農作業の効率化、その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められる。 (4) 区域内における農用地の利用の集積に支障がないと認められること。 申請地は認定農業者等による利用集積はなく、支障を及ぼすおそれはないと認められる。 (5) 区域内土地改良施設の機能に支障がないと認められること。 申請地内に土地改良施設はない。 (6) 土地改良事業等完了後8年経過していること。 土地改良事業等は、施行されていない。		
2	美祿市美東町絵堂 字上桑原1996番1 1996番2	田	△0.73	除外
		非農地判断による除外であり、今後、農業施策実施の予定もないため 申請地は、隣接地で実施された圃場整備事業以前より宅地、ため池の一部であったが地目が田のままであった。今回、現況証明により非農地となったため除外を行う。 申請地は、圃場整備地区外でありまた農業用施設用地でもない。		

3	美祢市美東町大田 字上温湯5277番地	畑	△6.48	除外
		車両置場の整備を行うものであり、次のとおり除外6要件をすべて満たし、今後、農業施策実施の予定もないため (1) 必要かつ適当であって、区域外の土地をもって代えることが困難と認められること。 買受人は、自動車販売・整備業を営んでおり、申請地の近くに事務所兼作業場がある。しかしながら事業の拡大に伴い、既存の土地が手狭になっており申請地を取得し代車やレンタカー置場として活用したい。 また、当該申請地は耕作放棄後10年が経過しており、申請者は高齢の1人暮らしで今後農地の管理は困難である。 以上の理由により、除外はやむ得ないものと判断される。 (2) 農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画の達成に支障がないと認められること。 申請地は目標地図に位置付けられておらず、また編入の見込みもないため地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められる。 (3) 区域内における農用地の集団化、農業上の利用に支障がないと認められること。 申請地の北側、東側は市道に面している。なお、申請地周辺のほ場に出入りするための道、水路等は現状のまま残るため周辺農地への影響はない。 以上のことから、申請地を除外することにより、集団化・農作業の効率化、その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められる。 (4) 区域内における農用地の利用の集積に支障がないと認められること。 申請地は認定農業者等による利用集積はなく、支障を及ぼすおそれはないと認められる。 (5) 区域内土地改良施設の機能に 支障がないと認められること。 申請地内に土地改良施設はない。 (6) 土地改良事業等完了後8年経過していること。 小規模公害防除対策事業 美東町 秋谷地区に該当しているが、関係者の同意を得ており、また、8年を経過しているため支障を及ぼすおそれはないと認められる。		
4	美祢市美東町真名 字十文字3206番21 3206番23 3206番24 3206番25	田・畑	△36.08	除外
		木材置場の整備を行うものであり、次のとおり除外6要件をすべて満たし、今後、農業施策実施の予定もないため (1) 必要かつ適当であって、区域外の土地をもって代えることが困難と認められること。 買受人である事業者は木材チップの製造を申請地の隣接地で行っているが、事業の拡大に伴い現在の敷地だけでは足りないため新たな木材置場を必要としている。 当該申請地は耕作放棄後10年が経過しており、また申請人は、申請地から離れた場所に居住しており、また高齢であることから今後農地の管理が困難になることが予想される。 以上の理由により、除外はやむ得ないものと判断される。 (2) 農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画の達成に支障がないと認められること。 申請地は目標地図に位置付けられておらず、また編入の見込みもないため地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められる。 (3) 区域内における農用地の集団化、農業上の利用に支障がないと認められること。 申請地の西側は市道に面している。また、北側の2筆の農地については地目が畑であるが、実際には法面(雑種地)であり耕作できる土地ではなく大きな高低差がある。この高低差により、北側の農地と分断されていると認められる。周辺の農地は、ポンプアップにより灌水しており、水路等への影響もない。また排水についても県との協議により既存排水路への自然流下で影響がないことを確認済み。 以上のことから、申請地を除外することにより、集団化・農作業の効率化、その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められる。		

	(4) <u>区域内における農用地の利用の集積に支障がないと認められること。</u> 申請地は認定農業者等による利用集積はなく、支障を及ぼすおそれはないと認められる。 (5) <u>区域内土地改良施設の機能に 支障がないと認められること。</u> 申請地内に土地改良施設はない。 (6) <u>土地改良事業等完了後8年経過していること。</u> 県営ほ場整備事業 山口県 美東南第2地区（第5換地区）に該当しているが、関係者の同意を得ており、また、8年を経過しているため支障を及ぼすおそれはないと認められる。
--	---